

第 編 公園緑化土木

第 1 章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料及び第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
3. 公園に関する工事の施工計画書については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第1節一般事項共-1-1-1-6 施工計画書の規定によるものとし、受注者は施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合、追記するものとする。ただし、簡易な工事等においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画(詳細)工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要機械（排出ガス対策型建設機械）
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 工事現場管理及び安全管理
 - (11) 安全教育及び安全訓練等
 - (12) 交通管理（交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置）
 - (13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
（産廃契約書・許可書の写し、運搬経路図）
 - (14) 環境対策（騒音・振動対策等）
 - (15) 仮設構造物計画
 - (16) 仮設備計画
 - (17) その他

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

また、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年 2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成25年 2月)
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	(昭和59年 2月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年 6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成22年 1月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	(平成 2年11月)
環境庁	水質汚濁に係わる環境基準について(告示)	(昭和46年12月)
国土交通省	防護柵の設置基準の改訂について	(平成16年 3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年 1月)
日本道路協会	道路土工 - 施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工 - のり面・斜面安定工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	道路土工 - 排水工指針	(昭和62年 6月)
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	(平成 4年12月)
日本道路協会	路上再生路盤工法技術指針(案)	(昭和62年 1月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9年12月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年 7月)
日本道路協会	路上表層再生工法技術指針(案)	(昭和63年11月)
建設省土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕		(平成11年11月)
建設省土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁編〕		(平成11年11月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年 5月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成13年12年)

国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成13年12月)
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
厚生労働省	手すり先行工法に関するガイドライン	(平成21年4月)

2. 受注者は、大阪市建設局が管理する道路の歩道における段差及び勾配等については、工事請負共通仕様書(平成23年3月)(共通)の[添付資料12「歩道における段差及び勾配等に関する基準」](#)によるものとする。

これ以外の、公園内の通路における段差及び勾配については、設計図書によるものとする。

第3節 共通の工種

公-1-1-3-1 一般事項

1. 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、植生工、縁石工、区画線工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工その他これらに類する工種について定めるものとする。

(1) 受注者は、工事の施工にあたっては工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章一般事項第1節共-1-1-6 施工計画書に基づき実施しなければならない。

(2) 受注者は、工事に先立ち監督職員立会のうえ敷地の確認をし、高低、地物、形状の現地測量をすみやかに行わなければならない。特に敷地境界及び施工区域の明示杭等は、その保護を図り、用地境界を確保するようにしなければならない。

受注者が測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議するものとする。

(3) 受注者は、設計書においてBMまたは仮BM(以下BM等)の指定がある場合、その場所と高さを確認し、工事中にその場所及び高さが変動しないよう適切に保護しなければならない。

なお、設計書にBM等の記載がない場合、或いは工事期間中にBM等の場所または高さが変動する恐れがある場合は、監督職員と協議のうえ必要に応じて工事現場の最付近地に代替のBM等を設置しなければならない。

ただし、利用できる不動物件があれば、それを代用してもよい。

(4) 受注者は、工事に必要な遣り形や丁張りを、監督職員立会のもとに、施工物件の所要箇所に位置及び水準の基準を明確に示すよう設置し、工事中に絶えず確認して正確に保持しなければならない。

また、き損や亡失した場合はすみやかに復元しなければならない。

(5) 受注者は、既存構造物、樹木あるいは施工済み部分等で、工事により汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な保護の処置を講じなければならない。

(6) 受注者は、工事用の仮設物(保安柵、現場詰所、材料置場、電気、水道施設等)を設ける場合、設計図書に特記がある場合はそれに基づき、それ以外の場合には現場の状況を勘案し、関係法令等を遵守したうえで適切なものを選択し、監督職員の承諾を得なければならない。

- (7) 受注者は、仮設物に使用する材料はその目的に十分耐えられるものを使用するとともに、設置期間中は適切な管理に努め、破損やき損、盗難等があった場合は速やかに補修または交換しなければならない。

公 - 1 - 1 - 3 - 2 材料

1. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合、使用する材料は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-7セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308(レディーミクスコンクリート)に準ずるものとする。また、石材(花崗岩)を使用する場合、使用する材料は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-13その他第5項の規定によるものとする。
2. 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督職員の確認を得なければならない。
 - (2) 受注者は、塗料を直接日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後は十分に攪拌したうえ、速やかに使用するものとする。
 - (3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

なお、塗料の熟成・可使時間は表1-1-1のとおりとする。
 - (4) 受注者は、塗料の可使時間は、表1-1-1の基準を遵守しなければならない。
 - (5) 受注者は、塗料の有効期限を、原則としてジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月以内とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

表 1 - 1 - 1 塗料の熟成時間・可使時間

塗料の種類	熟成時間(分)	可使時間(時間)	
長ばく形エッチングプライマ	-	20	8以内
無機ジンクリッチプライマ	-	20	5以内
無機ジンクリッチペイント	-	20	5以内
有機ジンクリッチペイント	-	20	5以内
亜酸化鉛さび止めペイント	-	20	30以内
エポキシ樹脂プライマ	30以上	20	5以内
エポキシ樹脂M10塗料	30以上	20	5以内
エポキシ樹脂M10塗料(低温用)	30以上	5	5以内
		10	3以内
エポキシ樹脂塗料下塗(中塗)	30以上	10	8以内
		20	5以内
		30	3以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗	30以上	10	8以内
		20	5以内
		30	3以内
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	30以上	5	5以内
		10	3以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	30以上	5	5以内
		10	3以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	30以上	20	2以内
タールエポキシ樹脂塗料	30以上	20	5以内
		30	3以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	30以上	20	5以内
		30	3以内
タールエポキシ樹脂塗料(低温用)	30以上	5	5以内
		10	3以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	30以上	5	5以内
		10	3以内
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料	-	20	1以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	-	20	1以内
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料(低温用)	-	10	1以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	-	10	1以内
ポリウレタン樹脂塗料中塗	30以上	20	5以内
		30	3以内
ポリウレタン樹脂塗料上塗	30以上	20	5以内
		30	3以内
ふっ素樹脂塗料中塗	30以上	20	5以内
		30	3以内
ふっ素樹脂塗料上塗	30以上	20	5以内

		30	3以内
--	--	----	-----

公 1 - 1 - 3 - 3 公園土工

1. 適用

- (1) 本条は、公園土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- (2) 本条に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]の第2章 工事材料の規定によるものとする。

2. 公園土工

(1) 一般事項

本節は、公園土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

路床とは盛土部においては、盛土仕上がり面下、掘削(切土)部においては掘削仕上がり面下1m以内の部分を用いる。

路体とは盛土における路床以外の部分を用いる。

受注者は、盛土及び地山法面の雨水による浸水や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

受注者は、工事個所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。

受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないように排水状態を維持しなければならない。

受注者は、建設発生土については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第3節施工管理共-1-1-3-1建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、建設発生土処理にあたり第1章第3項施工計画書への記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- a) 処理方法(場所・形状等)
- b) 排水計画
- c) 場内維持等

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には表1-1-2に従い施工し

なければならない。

表 1 - 1 - 2 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高 1 m を越える場合	地面で刈りとる	除去	根元で切り取る	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。

受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。

軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者はその沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。

(2) 掘削工

受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に通報・通知しなければならない。

受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。

受注者は、掘削において、土質や地形の状況により必要に応じた土留工等を行って所定の深さに掘り下げなければならない。

受注者は、掘削の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員に通報すると共に必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

受注者は、路床面において設計図書に示す支持力が得られない場合又は均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。

受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

受注者は、掘削最下部を掘り取る場合、掘削最下面（計画路床面等）以下の土砂を攪乱しないように、また掘り過ぎて埋戻しを行うことのないように丁寧にすき取らなければならない。なお掘り過ぎとなった部分は、砂、砂利、栗石あるいはコンクリートなどで入念に埋め戻さな

なければならない。

受注者は、施工中、降雨、湧水等による滞水を生じないように施工面を整理し、適当な縦横断勾配と仮排水設備を設けて良好な排水状態を維持しなければならない。なお、工事の進捗を急ぎ路床を練り返すようなことをしてはならない。万一誤って支持力の低下をきたした場合は、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

受注者は、掘削が完了した時には、土質、支持力、深さ、不陸等の調査及び記録を行い、その後、次に次の作業に着手するものとする。

受注者は、掘削の施工中に異常を発見したときは、施工を中断しその原因を究明した後、受注者の責任で適切な処置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけるようにしなければならない。

(3) 路体盛土工

受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材、工法等の処置工法について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。

受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行き偏圧のかからないよう締固めなければならない。

受注者は、路体盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充てんしなければならない。やむを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。

受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切りを行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。

なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。

受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行う施工しなければならない。

受注者は、路床盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に通報・通知しなければならない。

受注者は購入土盛土の施工にあたって、購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び改良土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

(4) 路床盛土工

受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督職員と協議しなければならない。

受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行き偏圧のかからないよう締固めなければならない。

受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土工に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

路床の盛土材料は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-1第2項盛土及び植栽用客土の規定によるものとする。

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。

受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。

受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに監督職員に通報・通知しなければならない。

路床盛土の締固め度については工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第3節施工管理共-1-1-3-3施工管理第8項の規定によるものとする。

受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には、1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合に1：5以上、土砂の場合に1：10程度のすりつけ区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。

- (a) 掘削部路床に置き換えのないとき
- (b) 掘削部路床に置き換えのあるとき
- (c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合

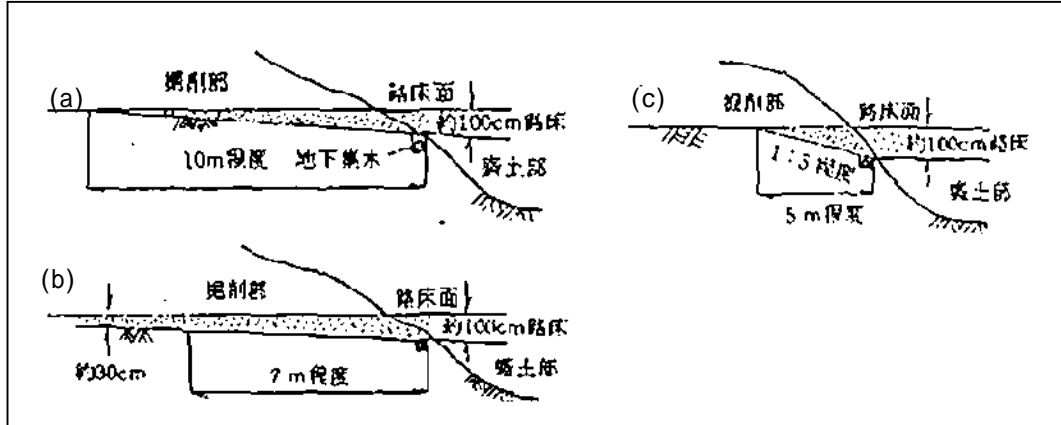


図 I - 1 - 1 掘削（切土）部、盛土部接続部のすり付け

受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械を用いて、一層の仕上がり厚を20cm以内で行わなければならない。

受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へ速やかに排水できるようにしておかなければならない。

受注者は、購入土盛土の施工にあたって、購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び改良土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

(5) 法面整形工

受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行なうようにしなければならない。

受注者は、防砂土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。

受注者は、防砂土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(6) 残土処理工

残土処理工とは、掘削で生じた残土の運搬作業をいう。

受注者は、作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

工事で発生したアスファルト塊及びコンクリート塊及び路盤材は、産業廃棄物であり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

その処理責任は受注者にあり、処理を他人に委託する場合には処理業（収集運搬、処分業）の許可を有するものに限る。又、処理方法については施工計画書に明記しなければならない。

工事で発生した建設発生土のうち、普通土砂（陸上残土）は、工事請負共通仕様書（H23年3月）（共通）[添付資料16「陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要綱」](#)に基づき適正に処理しなければならない。

工事で発生した建設発生土のうち、軟弱土砂（陸上土砂）は「契約図書」に基づき適正に処理しなければならない。

直接搬入する浚渫土砂・陸上残土は、工事請負共通仕様書（H23年3月）（共通）[添付資料17「直接搬入する浚渫土砂・陸上土砂の取扱要領」](#)に基づき処理しなければならない。

本項(6)に関する処理責任は受注者にあり、処理を他人に委託する場合には処理業（収集運搬業・処分業）の許可を有するものに限る。

処理方法については、施工計画書に明記しなければならない。

又、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物処理業許可をもつ処理業者（収集運搬業・処分業）との写しを提出しなければならない。

残土は迅速かつ、過積載のないよう運搬処理し、工事現場又は路面に放置してはならない。

残土は、指定地に運搬するものとする。

やむを得ない場合に限り自由処分とするがこの場合、処分についての責任は受注者が負うものとし、事前に処分地先の法律等の許可状況を確認するものとし、処分地の土地所有者又は管理者の承諾書を提出しなければならない。

なお、自由処分完了後に、搬入先及び搬入量が確認できる書面（契約書の写しや計量伝票など）を提出しなければならない。

(7) 作業土工（床掘り・埋戻し）

受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、施工上やむを得ず既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘の必要が生じ場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、床掘り箇所に湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

受注者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。

受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。

受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻を行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。

受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。

受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

公 1 - 1 - 3 - 4 植生工

1. 植生工の施工については、設計図書による。

公 1 - 1 - 3 - 5 園路縁石工

1. 受注者は、園路縁石工の施工にあたっては、以下の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、不陸整正については、以下の各規定に従わなければならない。

基礎の施工に先立って、基礎の施工面を十分突固め所定の高さとなるよう不陸整正をおこなわなければならない。

掘り過ぎとなった箇所は、良質土又は改良土等を充填して十分突固めなければならない。

不良土があるときは、これを除去して良質土と入換えなければならない。

(2) 受注者は、基礎工の施工については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第3章無筋・鉄筋コンクリート第3節レディーミクストコンクリートの規定によらなければならない。

(3) 受注者は、縁石ブロックの据付けについては、以下の規定に従わなければならない。

縁石ブロック等に付着した土砂やよごれ等は、据付け前に取り除いておかななければならない。再使用品を使用する場合は、ブロック等に付着したモルタル・特にほぞ穴の中のモルタルを十分取り除いておかななければならない。

敷モルタル、合端及び目地モルタルに使用する材料は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第3章第3節レディーミクストコンクリートの規定によらなければならない。

ブロック等は、一様に敷き均した敷モルタルの上へのせ、所定の位置と計画高に敷モルタルと密着するように据付けなければならない。

目地幅は、10mmを標準とする。

合端モルタルは、流出しないように適当な処置をして注入しなければならない。目地は目地ごとで丁寧に仕上げ、余分のモルタルは拭き取っておかななければならない。

半端な隙間等が発生する場合は、ブロック製品を加工して使用する事。ただし、使用するブロックは製品の1/2以上を使用すること。(図1-1-2)

地先境界ブロックの交差する箇所は、それぞれ図示するように石を加工して据付けなければならない(図1-1-3)

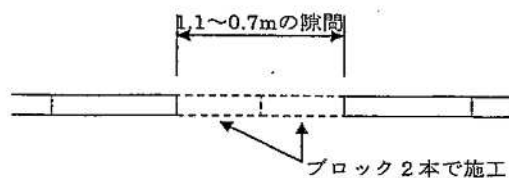


図1-1-2

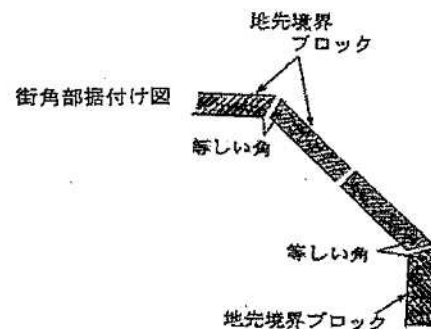


図1-1-3

公 1-1-3-6 支給品運搬工・支給

1. 支給品運搬工とは支給品の引き渡し場所での積み込みから、工事現場(仮置き場所を含む)での取卸しまでの一連の作業をいう。
2. 受注者は、支給品の運搬にあたっては、監督職員の指示に基づき、指示された場所で内容数量等を確認したうえで受領し、工事現場へ運搬しなければならない。
3. 受注者は、支給品の受領にあたっては、予め交付された支給品伝票等があればそれを提示し、受領しなければならない。なお、受領後は速やかに支給品受領書を監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、支給品の運搬については、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

第4節 基礎工

公 1-1-4-1 一般事項

1. 本節は、基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、切込砂利、碎石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充填材を加え)締固めながら仕上げなければならない。

第5節 石・ブロック積（張）工

公 1 - 1 - 5 - 1 一般事項

- 1．本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。
- 3．受注者は、石・ブロック積（張）工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。
- 4．受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するものとする。記載なき場合、水抜き孔を概ね2㎡に1箇所設けなければならない。設ける場所は監督職員と協議することとし、内径50mmの硬質塩化ビニル管を約2%の勾配で石・ブロック積表面から裏込材に届かせなければならない。
- 5．受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積みとしなければならない。

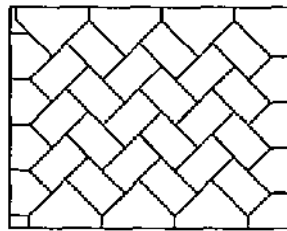


図1-1-4 谷積

- 6．受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。
- 7．受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。
- 8．受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。
- 9．受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

公 1 - 1 - 5 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公 1 - 1 - 5 - 3 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。

2. コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。

コンクリートブロック張りとは、プレキャストコンクリートブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1より緩やかなものをいうものとする。

3. 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、碎石、割ぐり石又はクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。

また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。

4. 受注者は、コンクリートブロック工の空張りの積上げにあたり、胴がい及び尻がいをういて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

5. 受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張りの施工にあたり、合端を合わせ尻がいをういて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

6. 受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリートを打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

7. 受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張りにおける伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書の内容に関して監督職員と協議しなければならない。

8. 受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張りにおける合端の施工にあたり、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければモルタル目地を塗ってはならない。

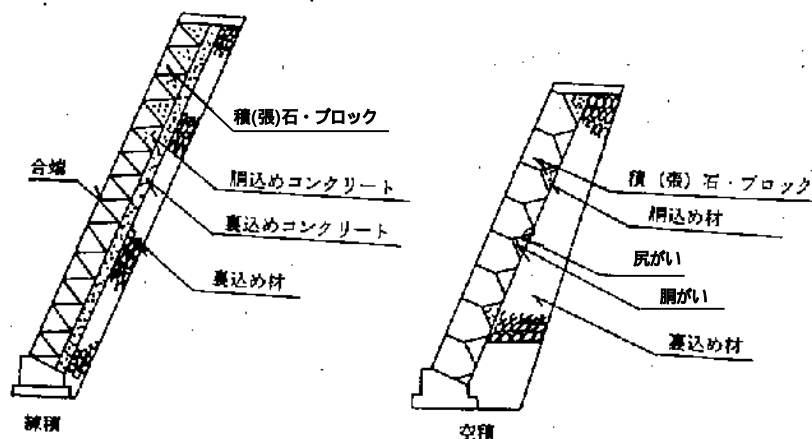


図 1 - 1 - 5 コンクリートブロック工

9. 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。
10. 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。
11. 受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

公 1 - 1 - 5 - 4 石積(張)工

1. 受注者は、石積(張)工の基礎の施工にあたっては、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。
2. 受注者は、石積(張)工の施工に先立って、碎石、割ぐり石又はクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。
3. 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第6節 一般舗装工

公 1 - 1 - 6 - 1 一般事項

1. 本節は、一般舗装工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 路盤の築造工法は、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面又は下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
4. 受注者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。

公 1 - 1 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料

1. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。
 - (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に仕様する骨材、加熱アス

ファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類

- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質
- (5) 路盤を上下層とする場合の路盤材料と仕上げ方法。

2．受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合は、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は資料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。

- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
- (3) 加熱アスファルト安定処理基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

3．受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。

- (1) セメント安定処理に使用するセメント
- (2) 石灰安定処理に使用する石灰

4．受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。

- (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
- (2) 再生用添加剤
- (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。

5．受注者は、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができるものとする。

- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材

6．受注者は、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は、定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができるものとする。

- (1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材
- (2) 基層及び表層に使用する骨材

7．下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表1-1-2の規格に適合するものとする。

表 1 - 1 - 2 下層路盤材の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F 0 0 5	6以下	
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	20以上 [30以上]	
	再生クラッシュラン (RC - 30) (RC - 40)	PI	舗装調査・試験法便覧 F 0 0 5	6以下	
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	下層路盤 30以上 [40以上]	歩道路盤 20以上 [30以上]
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 2	呈色なし	
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 4	1.5以下	
エージング期間		-	6ヶ月以上		

特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

鉄鋼スラグにはPIは適用しない。

アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は、修正CBRの規格値の値は[]内の数値を適用する。なお40 でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。

再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならぬ。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

8 . 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

- (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、碎石、再生クラッシュラン、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)号に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他を有害量含まず、表1-1-3, 4, 5の規格に適合するものとする。

表 1 - 1 - 3 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石 M	PI	舗装調査・試験法便覧 F 0 0 5	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	80以上
再生粒度調整碎石 RM	PI	舗装調査・試験法便覧 F 0 0 5	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	80以上 [90以上]

[注] 1) 粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

2) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40 でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表 1 - 1 - 4 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ MS	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 2	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 4	1.5以下
	エージング期間	-	6ヶ月以上
	一軸圧縮強さ (13日養生後) K/mm ² (kgf/cm ²)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 3	-
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	80以上
	単位容積質量 (kg/m ³)	舗装調査・試験法便覧 A 0 2 3	1.5以上

表 1 - 1 - 5 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ HMS	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 2	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 4	1.5以下
	エージング期間	-	6ヶ月以上
	一軸圧縮強さ (13日養生後) N/mm ² (kgf/cm ²)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 3	1.2(12)以上
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E 0 0 1	80以上
	単位容積質量 (kg/m ³)	舗装調査・試験法便覧 A 0 2 3	1.5以上

[注] 表 1 - 1 - 4, 5 に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については、高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 1 - 1 - 6 の規格に適合するものとする。

表 1 - 1 - 6 粒度調整路盤材の粒度範囲

呼び名		ふるい目 粒度範囲	通過質量百分率 (%)										
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μm	75 μm
粒度調整碎石	M - 40	40 ~ 0	100	95~100	-	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M - 30	30 ~ 0	-	100	95~100	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M - 25	25 ~ 0	-	-	100	95~100	-	55~85	30~65	20~50	-	10~30	2~10

9 . 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、工事請負共通仕様書 (共通) [公園緑化土木工事] 第 2 章工事材料第 2 節土木工事材料共- 1 - 2 - 2 - 8 瀝青材料第 1 項一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100 ~ 120を除く40 ~ 60、60 ~ 80及び80 ~ 100の規格に適合するものとする。

10 . 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は、表 1 - 1 - 7 , 8 の規格に適合するものとする。

表 1 - 1 - 7 鉄鋼スラグ (主として加熱混合用) の品質規格

材 料 名	呼び名	表 乾 比 重	吸水率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨 脹 比 (%)
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	-	-	50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

[注] 水浸膨脹比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は、舗装調査・試験法便覧 B 0 1 4 を参照する。

表 1 - 1 - 8 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目 名 称	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度	骨材の微粒分量試験で75 μmを通過する量
規 格 値	3.8以上	20以上	5以下

[注] 1) 各項目は、13 ~ 0 mmの粒度区分のものに適用する。

2) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75 μmふるいによる水洗いで失われる量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。

3) 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75 μmふるいとどまるものと、水洗い後の75 μmふるいとどまるものを乾燥もしくは60 以下で乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである。(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので骨材の微粒分量試験で失

われる量の一部として扱う。))

11. 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に、油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害量含まない清浄なものを使用しなければならない。
12. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-8第1項一般瀝青材料に示す100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。
13. 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。
 - (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は、石油潤滑油系とする。
14. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、プラント再生舗装技術指針による。
15. はく離防止剤を使用する場合は、はく離防止剤の使用量をアスファルト全質量に対して0.3%以上とする。
16. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。
17. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとする。
18. アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉碎した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。
19. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) アスファルト舗装の表層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表1 1-9,10の規格に適合するものとする。
 - (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は幹線・準幹線道路の車道部20mm(すり付部は13mm)、それ以外の車道部及び歩道部は13mmとする。
 - (3) アスカーブの材料については、設計図書によるものとする。
20. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル安定度試験の実施については、設計図書によるものとする。

表 1 - 1 - 9 マーシャル安定度試験基準値表

混合物の種類	粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度キヤップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度キヤップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度キヤップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物	ポーラスアスファルト混合物	砕石マスチック (改良) 型ハインダー混合物	
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20,13)	(13)	
突 固 め 回 数	N7, N6	75				75						75	50	50
	N5 ~ N1	50				50						50		
空隙率 (%)	3 ~ 7	3 ~ 6		3 ~ 7	3 ~ 5		2 ~ 5	3 ~ 5	-	-	-	-	2.5 ± 0.5	
飽和度 (%)	65 ~ 85	70 ~ 85		65 ~ 85	75 ~ 85		75 ~ 90	75 ~ 85	-	-	-	-	75 ~ 90	
安定度 (KN)	4.90 以上	4.90[7.35]以 上		4.90以上				3.43 以上	4.90 以上	3.43 以上	-	-	54.9 0以 上	
骨材間隙率 (%)	-												17 以上	
残留安定度 (%)	-												75 以上	

[注 1] 積雪寒冷地域の場合や、N6交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突固め回数を50回とする。

[注 2] []内はN6交通以上で突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

表 1 - 1 - 10 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度キヤップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度キヤップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度キヤップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物	ポラスアスファルト混合物		砕石マスティック (改良型バインダー混合物)	
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)	(13)	
仕上がり厚cm	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	3~5	3~4	3~5	3~4	4~5	4~5	3~5	
最大粒径mm	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	13	13	
通過 質量 百分 率 %	26.5mm	100	100			100						100			
	19mm	95~	95~			95~						95~			
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	13.2mm	70~	75~	95~	95~	95~	75~	95~	95~	95~	95~	95~	64~	90~	95~
		90	90	100	100	100	95	100	100	100	100	100	84	100	100
	4.75mm	35~	45~	55~	65~	35~			60~	75~	45~	23~	10~	10~	30~
		55	65	70	80	55	52~72		80	90	65	45	31	35	50
2.36mm	20~			50~	30~			45~	65~	30~	15~			20~	
	35		35~50	65	45	40~60		65	80	45	30			35	
600μm	11~			25~	20~			40~	40~	25~	8~			-	
	23		18~30	40	40	25~45		60	65	40	20		10~20	-	
300μm	5~16		10~21	12~	15~	16~33		20~	20~	20~	4~			13~	
				27	30			45	45	40	15			20	
150μm	4~12		6~16	8~	5~	8~21		10~	15~	10~	4~			-	
				20	15			25	30	25	10			-	
75μm	2~7		4~8	4~	4~	6~11		8~	8~	8~	2~7			8~	
				10	10			13	15	12			3~7	13	
アスファルト量 (%)	4.5 ~ 6		5~7	6~8	4.5 ~ 6.5	6~8		6~8	7.5 ~ 9.5	5.5 ~ 7.5	3.5 ~ 5.5		4~6	5.5 ~ 7.5	
繊維質補強材 添加量 (%)	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	0.5	

21. プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) のPK-3の規格に適合するものとする。
22. タックコートで使用する石油アスファルト乳剤及びゴム入りアスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) のPK-4、日本アスファルト乳剤協会のPKR-Tの規格に適合するものとする。
23. シャ断層に使用する材料は、川砂、海砂等で表1-1-11の規格に適合するものとする。

表1-1-11 シャ断層用骨材料の品質規定

	試験方法	規定
75μmふるい通過量	JIS A 1204 (土の粒度試験方法)	10以下

2.00mmふるい通過分に対する値

24. 受注者は、アスファルト混合物の品質管理について、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書 (認定書、混合物総括表) の写しを監督職員に提出できるものとする。この場合、本仕様書によらずアスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練を省略することができる。事前審査制度認定表による場合の「品質管理基準」は表1-1-12のとおりにする。

表1-1-12 アスファルト混合物事前審査品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラント自主管理による (注1)
			配合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定 (混合物)	
			基準密度の決定	
		ホイルラッキング試験 (改質アスファルト)	事前審査による認定書の提出	

[注1] 監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

公 1 - 1 - 6 - 3 コンクリート舗装の材料

1. コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。
 - (1) アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類
 - (2) 転圧コンクリート舗装の使用材料
2. コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、本節公-1-1-6-2 アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。
 - (1) 上層・下層路盤の骨材
 - (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物
3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示すものとする。

公 1 - 1 - 6 - 4 舗装準備工

1. 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。
2. 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見した場合には、その状況を監督職員に報告し、その対策について監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、路面切削について以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 路面切削に際しての施工箇所、範囲、切削量等については、事前に監督職員の承諾を得て施工するものとする。
 - (2) 施工にあたっては、あらかじめ路面の支障物件（マンホール等）路面下の支障の有無を調査して、これらを損傷しないよう入念に施工すること。また損傷のおそれのある場合は人力で、この付近を取り除くこと。
 - (3) 路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画を作成し、これに基づいて切削量を求めるものとする。
4. 受注者は、クラック処理について以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 清掃
目地、クラックの隙間及び防止シート接着面は、コンプレッサー等によりごみや泥等をきれいに取除いて、清掃しておかなければならない。
 - (2) 目地、クラック充填
目地やクラックの隙間については、瀝青材や乾燥砂を充填して、こてやタンパー等で十分に締固めなければならない。なお、目地幅の大きい箇所については、瀝青材に7号碎石を加えた混合物又は加熱アスファルト合材を充填するものとする。
 - (3) 張付け
受注者は防止シートを敷設する部分に瀝青材を塗布し、継目についてはシートの重ね合わせを5

～ 8 cm程度としなければならない。また目地及びひびわれ部が湿っている場合は注入及び張付け作業を行ってはならない。

5. 受注者は、不陸整正について以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 路床の掘削を行う場合は、路床を乱さないよう注意して、掘削及び締固めを行い、所定の高さとなるように仕上げなければならない。
- (2) 掘削又は盛土後、縦横断計画に従って凹凸のないよう不陸整正を行い、転圧を行って均一な支持力をもった路床としなければならない。
- (3) 転圧作業は、3 km/h以下の速度で道路方向に路側より中心に向かって行うものとする。
- (4) 転圧機械は、その通過軌跡を十分重ね合わせるものとする。
- (5) 施工幅や占用工作物等のため大型機械で転圧不能な箇所は、施工可能な小型の機種で十分締固めを行わなければならない。
- (6) 軟弱な路床は、路床土の特性を十分に把握し、こねかえしや過転圧にならないよう注意しなければならない。
- (7) 路床の仕上げ途上及び仕上げ後、部分的な締固め不足や不良の箇所を確かめるためにブルーフローリング（舗装調査・試験法便覧）を実施しなければならない。なお、締固め度を検査する必要があると認められた時は、表 1-1-13の試験を実施しなければならない。
- (8) 路床面に異常を発見したときは、施工を中断しその原因を究明した後、受注者の責任で適切な処置を施さなければならない。なお、その後状況及び原因と施した処置について監督職員に報告しなければならない。

表 1-1-13 締固め度の試験

試験項目	試験方法
最大乾燥密度	JIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法）A b又はB b
密度測定	JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）又は舗装調査・試験法便覧

公 1-1-6-5 アスファルト舗装工

1. 受注者は、しゃ断層の施工については、路床を乱さないように、しゃ断層用材料を所定の厚さが確保できるように敷き均さなければならない。
2. 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、粒状路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さが20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、粒状路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
- (2) 受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cmを超えないように、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。
- (3) 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

4. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、施工に先だって、舗装調査・試験法便覧E013に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表1-1-14,15の規格によるものとする。

ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

表1-1-14 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格

工 法	機 種	試験項目	試験方法	基準値
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E 0 1 3	0.98MPa
石 灰 安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E 0 1 3	0.7 MPa

表1-1-15 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格

工 法	機 種	試験項目	試験方法	基準値
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E 0 1 3	2.9 MPa
石 灰 安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E 0 1 3	0.98 MPa

- (4) 監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、 $\pm 0.7\%$ 未満の場合には、契約変更を行わないものとする。
- (5) 受注者は、舗装調査・試験法便覧 F 0 0 7 に示される（突固め試験方法 5 - (2)）方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温 5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (7) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)号により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。
- (10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加えて混合後 2 時間以内で完了するようにしなければならない。
- (11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。
- (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。
- (13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10cm 以上で、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とすることができるものとする。
- (14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。
- (15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。
- また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は、施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 1 層仕上がり厚さの 2 倍以上、横継目の位置は、1 m 以上ずらさなければならない。
- (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1 m 以上ずらさなければならない。
- (18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。

(19)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後直ちに行わなければならない。

5. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。

(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1 - 1 - 16に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

表 1 - 1 - 16マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 (k N)	3.43以上
フロー値 (1 / 100cm)	10 ~ 40
空げき率 (%)	3 ~ 12

[注] 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm～13mmで置き換えて
マーシャル安定度試験を行う。

(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。

(3) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
 - (6) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
 - (7) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布しなければならない。
 - (8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
 - (9) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 視以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
 - (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本節公 1 - 1 - 6 - 4 舗装準備工第6項(7)、(9)～(11)号によるものとする。
 - (11) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。
 - (12) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
 - (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
 - (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
 - (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
 - (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
 - (17) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
 - (18) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
 - (19) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の真下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。
6. 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を

行い監督職員の確認を得なければならない。

ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

- (2) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表1-9に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (3) 受注者は、混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。
- (4) 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、本号(5)に示す方法によって基準密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や、定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。
- (5) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後各々3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。

（開粒度アスファルト混合物以外の場合）

$$\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\text{表乾供試体の空中質量(g)} - \text{供試体の水中質量(g)}} \times \text{常温の水の密度(g/cm}^3\text{)}$$

（開粒度アスファルト混合物の場合）

$$\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\text{供試体の断面積(cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ(cm)}}$$

- (6) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気象条件については本節第5項(4)～(9)号によるものとする。
- (7) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
- (8) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、その処置方法について監督

職員と協議しなければならない。

(9) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。

(10) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

(11) 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。

(12) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

(13) 混合物の敷均しは、本節公 1 - 1 - 6 - 4 舗装準備工第5項(10)～(12)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。

(14) 混合物の締固めは、本節公 1 - 1 - 6 - 4 舗装準備工第5項(13)～(15)号によるものとする。

(15) 継目の施工は、本節公 1 - 1 - 6 - 4 舗装準備工第5項(16)～(19)号によるものとする。

(16) アスカープの施工は、本項によるものとする。

7. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50 以下になってから交通開放を行わなければならない。

8. 受注者は、急速打換の施工において、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 急速施工は、舗装版取り壊しから基層アスファルト舗装までを、一連作業として交通開放をするまでに行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

(2) 急速打換において使用する材料は工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節共-1-2-2-3骨材第3項アスファルト舗装用骨材及び共-1-2-2-8瀝青材料の規定によるものとする。

(3) 道路土工、舗装版破碎については、第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工及び第8節構造物撤去工公-1-1-8-3構造物取壊し工の規定によるものとする。

(4) 路床、路盤、基層アスファルトの施工については、本節公-1-1-6-4舗装準備工及び公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

(5) 急速施工における小規模施工は、1箇所当たりの作業幅員が2.5m未満かつ作業延長が20m未満の場合において適用するものとする。ただし、この作業範囲を超える箇所について、小規模施工で行う必要がある場合は監督職員と協議しなければならない。

公 1 - 1 - 6 - 6 コンクリート舗装工

1. 受注者は、しゃ断層の施工については、路床を乱さないようにするとともに、しゃ断層用材料を所定の厚さが確保できるように敷き均さなければならない。

2. 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
 - (2) 受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cmを超えないように、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラや質量の大きい締固め機械を用い、試験施工によって所定の締固め度が得られることが確認できれば、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。
 - (3) 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。
4. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
- (1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。
 - (2) 受注者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧 E013 に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。
 - (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表1-1-17,18の規格に適合するものとする。
- ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

表1-1-17 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格

工 法	機 種	試験項目	試験方法	基準値
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石 灰 安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa

表 1 - 1 - 18 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格

工 法	機 種	試験項目	試験方法	基準値
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa
石 灰 安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

- (4) 受注者は、舗装調査・試験法便覧 F007 に示される（突固め試験方法 5 - (2)）方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温 5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)号により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1 層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。
- (9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加えて混合後 2 時間以内で完了するようにしなければならない。
- (10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。
- (11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。
- (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とすることができるものとする。
- (13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。
- (14) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 1 層仕上がり厚さの 2 倍以上、横継目の位置は、1 m 以上ずらさなければならない。

(16)受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。

(17)養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。

(18)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後直ちに行わなければならない。

5. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合は、設計図書による。

6. コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表1-1-19の規格に適合するものとする。

表1-1-19 コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要
40mm	2.5cm又は沈下度30秒を標準とする。	舗設位置 において
	6.5cmを標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)	

[注] 特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所をいう。

7. コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表1-1-20の許容誤差の範囲内とするものとする。

表1-1-20 計量誤差の許容値

材 料 の 種 類	水	セメント	骨材	混和材	混和剤
許 容 誤 差 (%)	± 1	± 1	± 3	± 2	± 3

8. 受注者は、コンクリート舗装の練り混ぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練り混ぜには、強制練りミキサ又は可搬式ミキサを使用しなければならない。

(2) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗装の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。

(3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練り混ぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。

(4) アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。

(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが

分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。

(6) 受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。

9. 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあって、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下又は、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第3章無筋・鉄筋コンクリート第9節、第10節並びに、日本道路協会舗装施工便覧第8章8-4-10暑中及び寒中コンクリートの規定によるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工・養生方法を記載しなければならない。

(2) 受注者は、コンクリートをスプレッターを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。

(3) 受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。

(4) 受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。

(5) 受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止しなければならない。

(6) 受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。

それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。

(7) 受注者は、フィニッシャを使用しコンクリートを十分に締固めなければならない。

(8) 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面パイププレート、棒状パイププレートを準備して、締固めなければならない。

(9) 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイププレートで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。

10. 受注者はコンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。

(2) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。

(3) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。

(4) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。

11. 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げは設計図書によるものとし、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面で、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。

(2) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャーによる機械仕上げ、又は簡易フィニッシャーやプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。

(3) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。

(4) 人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。

(5) 受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。

(6) 受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。

(7) 受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械又は、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

12. 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。

(1) 受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重並びに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。

(2) 受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。

(3) 受注者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa (3.5kgf / cm²) 以上となるまで、スポンジ、麻布、筵(むしろ)等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合は、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

(4) 受注者は、コンクリートが凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。

(5) 受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督職員の承諾を得なければならない。

13. 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は設計図書に特記のない場合は、概ね5mに1箇所の伸縮目地を設けなければならない。ただし舗装の形状が大きく変わるなど膨張収縮による応力が集中する場所については5m以下であっても設けるものとする。
- (2) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。
- (3) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。
- (4) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカット等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。
- (5) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。
- (6) 目地材の材質は設計図書によることとし、設計図書に記載のない場合は、監督職員の指示によるものとする。

公 - 1 - 1 - 6 - 7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工は、設計図書による。

公 - 1 - 1 - 6 - 8 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、本節公-1-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締め固めなければならない。
3. 受注者は、ブロック舗装の末端部、曲線部、構造物との境界部等に隙間が生じる場合、小さなカットブロックの部分が生じないようブロック配列の工夫やコンクリートなどを用いて全体の美観を損なわないよう施工しなければならない。
4. ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-8 インターロッキングブロック舗装の施工の規定、視覚障害者誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものとする。
なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。
5. 目地材、サンドクッション材は、舗装材料及び使用場所によって、砂（細砂）及びモルタル材を使用するものとする。
6. 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第7節 工場製品輸送工

公 - 1 - 1 - 7 - 1 一般事項

1. 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、輸送に着手する前に、道路交通法、道路運送車両法等の関連法令を遵守し、運送計画を策定したうえで、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第1編一般事項共-1-1-1-6 施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて、施工計画書に輸送計画に関する事項を追加記載し、監督職員に提出しなければならない。

公 - 1 - 1 - 7 - 2 輸送工

1. 受注者は、部材の発送に先立ち、塗料等で組立て記号を記入しておかなければならない。
2. 受注者は、1個の質量が5t以上の部材については、その質量及び重心位置を塗料等で見やすい箇所記入しなければならない。
3. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。

第8節 構造物撤去工

公 1 - 1 - 8 - 1 一般事項

本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公 1 - 1 - 8 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3節共通の工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公 1 - 1 - 8 - 3 構造物取壊し工

1. 受注者は、構造物の取り壊しにあたっては、設計図書に記載する条件を遵守し、適切な機器を使用しなければならない。なお、設計図書に記載のない場合、或いは設計図書に記載する条件の機器が使用できない場合は、設計図書の内容について、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、存置する本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。
4. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

5. 受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
6. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。ただし、地盤に変化が生じた場合には、受注者は監督職員と協議しなければならない。
7. 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならないが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
8. 受注者は、殻運搬処理にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 工事で発生したアスファルト塊及びコンクリート塊は、産業廃棄物であり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき処理しなければならない。
 - (2) 受注者は過積載のないよう運搬処理しなければならない。
 - (3) 受注者はアスファルト廃材及びコンクリート廃材の処理を委託する場合は、再資源化施設に委託するものとする。

公 1 - 1 - 8 - 4 プレキャスト擁壁撤去工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

公 1 - 1 - 8 - 5 排水構造物撤去工

1. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
4. 受注者は、側溝・街渠、集水樹・マンホールの撤去に際して、既設排水機能の一部または全部を阻害する恐れがある場合は、監督職員と協議のうえ代替の仮設排水を確保し、仮設期間中その機能を維持するよう管理しなければならない。
5. 受注者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

公 1 - 1 - 8 - 6 ブロック舗装撤去工

1. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック等の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない
3. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

公 - 1 - 1 - 8 - 7 縁石撤去工

1. 受注者は、縁石ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、縁石ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
3. 受注者は、縁石ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

公 - 1 - 1 - 8 - 8 運搬処理工

1. 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第1節一般事項共-1-1-1-16工事現場発生品の規定によるものとする。
2. 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第1章総則第3節施工管理共-1-1-3-1建設副産物の規定によるものとする。
3. 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

第9節 仮設工

公 1 - 1 - 9 - 1 一般事項

1. 本節は、仮設工として工事用道路工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、防塵対策工、防護施設工、仮設舗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、仮設工については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。
3. 受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 2 工用道路工

- 1．工用道路とは、工用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。
- 2．受注者は、工用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。
- 3．受注者は、工用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。
- 4．受注者は、工用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。
- 5．受注者は、工用道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起らないように締固めなければならない。
- 6．受注者は、工用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。
- 7．受注者は、安定シートを用いて、工用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。
- 8．受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。
- 9．受注者は、工用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 3 路面覆工

- 1．受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。
- 2．受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。
- 3．受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 4 土留・仮締切工

- 1．受注者は、土留・仮締切を施工するにあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。
- 2．受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
- 3．受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。
- 4．受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、異物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。

5. 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。
6. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。
7. 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。
8. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。
9. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
10. 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。
11. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 5 水替工

1. 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討するとともに、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。
2. 受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。
3. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
4. 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 6 仮水路工

1. 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管等の破損を受けないよう、設置しなければならない。
2. 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 7 残土受入れ施設工

1. 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。
2. 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 8 作業ヤード整備工

1. 受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。
2. 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 9 防塵対策工

1. 受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には監督職員と協議するものとし、必要に応じてタイヤ洗浄装置及びこれに類する装置を設置し、その対策を講じなければならない。
2. 受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、監督職員と協議するものとし、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 10 防護施設工

1. 受注者は、仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

公 1 - 1 - 9 - 11 仮設舗装工

1. 仮復旧及び車道一次復旧

- (1) 受注者は試験掘又は排水管布設等の掘削跡について、本復旧（又は該当工種による本設）又は、二次本復旧工事着手までの間に該当道路を一般交通の用に供するときは、直ちに仮復旧又は一次本復旧を施工しなければならない。
- (2) 施工構造は設計図書によるものとする。
- (3) 本項 1. の仮復旧又は一次本復旧箇所には、工事請負共通仕様書(平成23年3月)(共通)[添付資料 7 道路掘削跡復旧箇所における工事施工者名の表示要領](#)に従って工事施工者名を表示しなければならない。なお工事施工者名表示については、常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2. 構造物横仮復旧

- (1) 街渠コンクリート施工時における余掘り部分の復旧の施工構造については、設計図書によるものとする。
- (2) 施工時における余掘り部分の仮復旧の施工構造については、設計図書によるものとする。なお、埋戻しについては第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によらなければならない。

3. 段差すり付け

受注者が工事期間中に、一時的ではあるが、舗装道路面を開放しなければならないときは、通行に支障を及ぼさないように図1-1-6に示すように段差を修正して、事故が起こらないようにしなければならない。また、すり付け材が欠損しないように常に点検を行い、維持管理に努めるこ

と。併せて注意喚起の看板設置やペイントによる標示を行うこと。

なお、仮取付に使用した材料は、続く工程の施工前にきれいに取除き、本舗装に支障のないようにしなければならない。

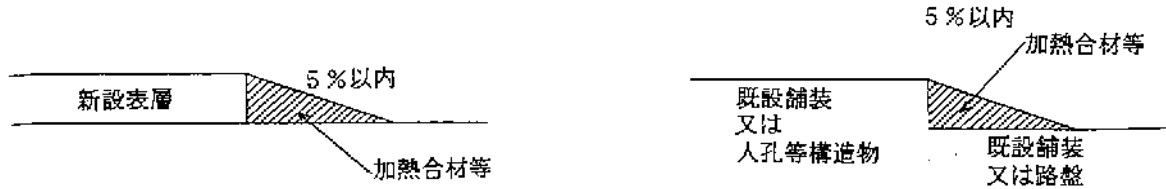


図 1 - 1 - 6 段差仮すり付け詳細図

第10節 軽量盛土工

公 1 - 1 - 10 - 1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これに類する工種について定めるものとする。

公 1 - 1 - 10 - 2 軽量盛土工

1. 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。
2. 受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。
仮置き時にあたっては発散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。
3. 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。
5. 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書の内容に関して監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。

第11節 鋼材工

公 1 - 1 - 11 - 1 一般事項

本節は、鋼材工として鋼材の工作、溶接接合、ボルト接合、アンカーボルトの埋込み、垂鉛めっき、その他これらに類する工種について定めるものとする。

公 1 - 1 - 11 - 2 工作一般

1. 受注者は、鋼材の工作にあたっては、下記の事項によらなければならない。
2. 工作に先立ち監督職員の指示のあるものは、各部の原寸図を作成し、監督職員の検査を受けなければならない。
3. 切断寸法は加工によって生ずる収縮変形及び仕上げしろ等も考慮した大きさとしなければならない。
4. 各材の切断面は図面に指定するものを除き、軸線に垂直としなければならない。
5. ガス切断による場合は、自動ガス切断機を使用し、その切口に著しい切欠きがあってはならない。
6. 鋼管の切断は、原則として自動鋼管切断機を使用し、完全な開先加工を行わなければならない。
7. 切断によって生じたひずみは矯正しておかななければならない。
8. 曲げ加工は常温又は熱間加工とする。熱間加工は、鋼材を赤熱状態にして行わなければならない。
9. 図面に指定のある部分は削り仕上げとし、十分密着させなければならない。
10. 部材は組立てに先立ち、あらかじめ修正し、仕上り材に曲り、ねじれ、そり等が生じないように注意しなければならない。

公 1 - 1 - 11 - 3 溶接接合

1. 受注者は、鋼材の溶接接合にあたっては、下記の事項によらなければならない。
2. 受注者は、溶接接合の作業は、下記の者によらなければならない。
 - (1) 溶接はJISZ3801(手動溶接技術検定における試験方法ならびにその判定基準)(半自動溶接にあつてはJISZ3841(半自動溶接技術検定における試験方法および判定基準))に定められた試験のうち、その作業に該当する試験に合格した者または、これと同等以上の認定を受けた者により施工しなければならない。

なお、設計図書により溶接技能者の資格要件が指定されている場合は、指定された級別以上の資格を有するものにより施工しなければならない。
 - (2) 仮付け溶接は、監督職員の承諾した溶接工で行うことができる。
3. 受注者は、溶接作業の準備にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 溶接は回転わく等の治具(じぐ)を用いて、なるべく下向きで行うこと。
 - (2) 溶接面は水分、スラグ、さび、塗料、その他作業の支障となるものを除去し、溶接中断時に生じるクレータ表面のスラグも溶接再開前に十分除去しておくこと。
4. 受注者は、組立にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 組立はできるだけ治具を用い、部材相互の位置を保つようにすること。
 - (2) 溶接による変形を少なくするため適当な収縮量を見込み、また逆ひずみや拘束を与えて、仕上りの寸法、形状を正確に保つようにすること。
 - (3) すみ肉溶接では、はだ合わせを十分に行わなければならない。
 - (4) 突合わせ溶接では、ルート間隔を正確に保ち、裏あて金を使う場合にはその密着に注意すること。

5. 受注者は、仮付けをする場合の位置は、継手の端部、隅部、本溶接の終始点等の部分を避けなければならない。
6. 受注者は、溶接作業にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 溶接作業に応じた適正な溶接棒の種別と棒径、電流、電圧及び溶接速度を選定し、欠陥のないように溶接すること。
 - (2) 溶接の順序及び運棒方法は、溶接後にはなはだしい変形を残さないように定めること。
 - (3) 突合わせ溶接は表面から溶接した後、裏はつりをして裏面から溶接すること。裏はつりができない場合には裏あて金をつけること。
 - (4) 気温が0 以下、雨天及び強風時の場合は、溶接作業を行ってはならない。
7. 受注者は、溶接箇所の仕上がりについては、下記によらなければならない。
 - (1) 溶接の表面はできる限り平滑になるよう心掛け、溶接のサイズ及び長さは設計寸法を下回ってはならない。
 - (2) 余盛りは図面の指示に従うものとする。ただし、特に指示のない場合は、4mmを超えてはならない。
 - (3) 溶接部はアンダーカット、オーバーラップ、割れ、不溶着、溶込み不足、スラグの巻込みその他の欠陥があってはならない。
 - (4) 仕上がり箇所の見え掛り部分は、原則としてサンダー掛け等で仕上げを行うこと。
8. 受注者は、工場塗装にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 工場塗装は、特に定めがない場合又は監督職員の指示がない場合は、第4章第12節施設仕上げ工公-1-4-12-2 塗装仕上げ工の規定によることとし、原則として1回塗りとする。ただし、コンクリートに埋め込まれる部分は、特に指定する場合を除き塗装しないこと。
9. 受注者は、発送にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 特に指示ある場合は、発送に先立って仮組立を行い、監督職員の検査を受けなければならない。
 - (2) 輸送にあたっては、第7節工場製品輸送工によること。
10. 受注者は、現場組立にあたっては、下記によらなければならない。
 - (1) 部材は適当な受台の上に置き、部材に曲げ、ねじれ等の損傷を与えないようにし、部材に曲り、ねじれ等を生じたときは組立てに先立ち修正すること。
 - (2) 組立ての途中、風圧その他の荷重に対しては、必要に応じ筋交い、その他の支持材で補強すること。
 - (3) 柵等の延長の長いものは、特に通りや高さに注意し、監督職員の指示のある場合は伸縮継手を設けること。
 - (4) 現場組立（建込み）終了後、現場溶接又は運搬途中等で下塗装の塗膜に損傷、はく離のある箇所は補修塗りを行うこと。

公 1 - 1 - 11 - 4 ボルト接合

1. 受注者は、鋼材のボルト接合にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 孔あけはドリルあけを原則とする。ただし、板厚が13mm以下の時はせん断孔あけとすることができる。
- (2) ボルト孔径は、ボルト径より1mm(呼び径10mm以下にあっては0.5mm)以上大きくあけてはならない。ただし、アンカーボルトにおいては、特に指定するもののほかは、その余裕を5mmとする。
- (3) ボルト孔は所定のゲージ線にピッチを正しく、かつ円筒形とし、その方向は部材の表面に直角とし、材片を組み合せた場合に孔心が一致するようにしなければならない。
- (4) ボルト孔周囲のまくれ及び著しいひずみは取り除き、指定のある場合は面取りを行わなければならない。
- (5) アンカーボルトは、ナット付きとし、ゆるみのないように十分締付けなければならない。
- (6) 特に明記のあるボルトのナットは、十分に締付けた後、コンクリートに埋め込まれる場合のほかは、スプリングワッシャあるいは戻り防止付ナットを使用するなど、適切な方法でナットのゆるみを防止しなければならない。
- (7) 組立接合をボルト接合とする場合に使用するボルト、ナット、座金類は垂鉛めつき製品を原則とする。

公 1 - 1 - 11 - 5 アンカーボルトの埋込み

1. 受注者は、鋼材のアンカーボルトの埋込みにあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 受注者は、アンカーボルトを埋込む基礎は型枠を特に堅固に補強し、その上面は水平にそろえ、型枠に心出し用材を取り付け、型板を用いてボルト心を定めなければならない。ボルト下部の振れ止め及び位置を正確に保つよう完全に保持しなければならない。
- (2) 受注者は、ボルトの埋込み工法は下記の規定によらなければならない。

固定埋込み式は、アンカーボルトの位置及び高さを正確に定め、十分緊結した後、ボルトが完全固定されるようにコンクリート打ちを行うこと。

可動埋込み式は、アンカーボルト頭部の位置が調節できるようにボルトの周囲を薄鋼板製じょうご状筒で囲み、位置及び高さを正確に定め、たうえコンクリート打ちを行う。コンクリートの硬化後、じょうご状筒が固着しないうちに静かに取り除き、ボルトの心出しを行い、ボルトの位置を調整してモルタルを充てんすること。
- (3) 受注者は設計図書で指示のある場合は、あと施工アンカーを使用することとし、その施工は以下によらなければならない。

あと施工アンカーの設置は、新規打設したコンクリート基礎にあつては、その強度が概ね15N/mm²以上に達しなければ施工してはならない。

接着系あと施工アンカーは、製造後2年以上経過したものを使用してはならない。

アンカー差込孔は、設置するあと施工アンカーに適合した径のドリルを使用し、所定の深さまで壁面または床面に垂直に挿孔するものとする。この際挿孔深さに過不足があってはならない。

挿孔後のアンカー差込孔は、ブロアー等を用いてコンクリート層を取り除かなければならない。特に接着系あと施工アンカーを設置する場合は、さらに清掃ブラシ等を用いて、孔内面に付着したコンクリート粉を完全に除去しなければならない。

あと施工アンカーの打ち込みにあたっては、冶具や補助スリーブなどを用いることとし、ねじ山やボルト部に損傷や変形を与えてはならない。

拡張系あと施工アンカーの打ち込みは、所定の深さまで完全に打ち込むこととし、スリーブ(内ネジ式にあっては本体)の表面は、壁面または床面より突出してはならない。

接着系あと施工アンカーは、打ち込み後、接着剤が固化するまでボルト本体を垂直に保持しなければならない。また、それぞれで指定する保持時間を経過するまで工作物を取り付けてはならない。

受注者は、設計図書で指定するあと施工アンカーの種類が不相当である場合は、監督職員と協議し、適切な種類のアと施工アンカーを使用しなければならない。

公 1 - 1 - 11 - 6 溶融亜鉛めっき

1. 受注者は、鋼材は切断、せん孔、曲げ、溶接接合等を終えた後、溶融亜鉛めっきを行うものとし、めっきに際して処理前仮組のうえ、必要に応じて監督職員の下検査を受けなければならない。
2. 受注者は、処理する鋼材の下地調整（清掃、さび落とし、酸洗い等）を完全にしたうえ、設計図書で指定するJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規格に適合しためっきを行わなければならない。
3. 受注者は、めっきにより生じたひずみは、建込み、組立前にひずみ直しを行わなければならない。この際高温による皮膜劣化や工具による損傷を与えないよう注意しなければならない。
4. 受注者は、運搬、建込みに際しては被膜に損傷を与えないよう十分養生しなければならない。

第12節 組積工

公 1 - 1 - 12 - 1 一般事項

1. 本節は、組積工として、建築コンクリートブロック工、れんが積み、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、材料の運搬は割れ、かどの破損等のないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、材料の集積は品質、形状別に区分し、直接地上に置くことを避け、かつ雨露にさらされないようにしなければならない。
4. 受注者は、目地モルタル及び充てんモルタルが硬化するまで振動、衝撃等を与えないように注意しなければならない。

5. 受注者は、組積箇所の空洞部分には、水が入らないようにし、滞留した水はこれを排除しなければならない。

公 1 - 1 - 12 - 2 材料

1. 受注者は、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）の規格に適合するブロックを使用するものとし、特に定めのない場合はすべてC種を使用しなければならない。

なお、これら以外のブロックについては、監督職員の承諾を得たものを使用するものとする。

2. 受注者は、モルタルに用いる砂は清浄硬質なもので、ふるいにかけて使用しなければならない。

3. 鉄筋は工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第3章無筋・鉄筋コンクリート 第7節鉄筋工の規定による。

4. モルタルの配合は、特に定めのない場合表1-1-21によるものとする。

表 1 - 1 - 21 モルタルの配合比

用途	配合(セメント:砂)	備考
目地用	1 : 2	目地幅は標準として10mmとする。
充てん用	1 : 3	壁体等監督職員の指示のある場合は適量の
化粧目地用	1 : 2	防水剤を混入すること。

公 1 - 1 - 12 - 3 遣り形・墨出し

受注者は、遣り形・墨出しにあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 縦遣り形は足場、型枠等に連結することなく、正確、堅固に設け、作業開始前に必ず点検し、位置を正しく保持しなければならない。

(2) 軽微なものは縦遣り形にかえて目地割り定規によることができるが、水準器とさげ振り定規を必ず併用しなければならない。

(3) 均しコンクリート又は基礎型枠の上端にブロック割に基づく縦筋の位置を正確に明示しなければならない。

公 1 - 1 - 12 - 4 配筋

受注者は、配筋にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 縦筋は原則として継手を設けず、基礎又は臥梁まで直通させ、その定着長さは40d (dは鉄筋の呼び径。以下同様)以上としなければならない。

(2) 横筋は端部を180°のフックとし、コンクリート又はモルタルのかぶり厚さを正確に保ち、縦筋との交点は結束線で緊結するものとし、隅部の横筋端部は水平に折り曲げ、縦筋外側を回し、その定着長さは40d以上としなければならない。

公 1 - 1 - 12 - 5 ブロック積み

受注者は、ブロック積みの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、準備にあたり基礎等の上端を作業開始前に清掃し、ブロックの破損を点検のうえ、泥等を清掃し、目地接着面及びコンクリート面に適当な湿りを与えなければならない。

なお、モルタルはあらかじめ空練りをしておき、使用に従い加水混練し加水後はなるべく早く使用し、凝結を始めたものは使用してはならない。

(2) 受注者は、積み方については、下記によらなければならない。

縦遣り形及び地墨にならい、まず左右のすみを正確に積み上げ、これを基準として水平に水系を張り、水平垂直に一段ごとにブロックのシエル幅の広い方を上に積み進むこと。

目地モルタルは接合面全体に塗り付け、ブロックを目違いなく目地一様に引き通し、すりつけながら積み、1日の積上げ高さは1.6m以下を標準としなければならない。

(3) 受注者は、目地の仕上げについて、目地モルタルの硬化に先立ち、入念に目地ずりをしなければならない。化粧目地の場合は、目地ごてを用い、空げきを生じないように入念に押しつけてちりを一様に仕上げるものとする。

公 1 - 1 - 12 - 6 中詰モルタル

受注者は、中詰モルタルの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) モルタルの打込みは、細長い丸棒等で豆板やすのできないよう入念に突固めながら充てんしなければならない。

(2) 空洞部に鉄筋を入れる場合には、その空洞にはブロック2段ごとにモルタルを詰めなければならない。

(3) ブロックの接合によって生ずる空洞部は、特に定めのない限り、鉄筋がない場合でもモルタルを詰めなければならない。

(4) モルタルの打継ぎ位置は、ブロック上端から5cm下り程度としなければならない。

公 1 - 1 - 12 - 7 まぐさ及び臥梁

受注者は、まぐさ及び臥梁にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 現場打ち鉄筋コンクリートまぐさの横筋は、開口部両側壁に40d以上定着させるものとし、既製コンクリートまぐさは、両端ブロックへのかかりを20cm以上としなければならない。

(2) 臥梁の主筋は隅部では端部を折曲げ、直交する臥梁コンクリートに40d以上定着させなければならない。

公 1 - 1 - 12 - 8 れんが積材料

れんがは、特に定めのない限り普通れんが（3級）JIS R 1250（普通れんが）及び耐火れんが（4種以上）JIS R 2304（粘土質耐火れんが）を使用しなければならない。また、その他のれんがについては、監督職員に見本を提出し、承諾を得るものとする。

公 1 - 1 - 12 - 9 れんが積施工

1. 受注者は、れんが積の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 目地モルタル（1：2）は接合面の全部に行きわたるようにし、目地幅は特に定めのない場合は10mmとしなければならない。
- (2) 見え掛りは表面を清掃、水洗い及び目地ざらいをして化粧目地仕上げとし、見え隠れ部分は積み放しとしなければならない。
- (3) レンガの付着物は除去し、あらかじめ水中に浸し、適当に吸水させなければならない。
- (4) 着手前にれんがが割をし、縦目地は特に定めのない限り芋目地にならないように積み上げなければならない。
- (5) 1日の積上げ高さは1.2m以下とし、工事半ばの積み終りは段形としなければならない。

第13節 付帯工

公 1 - 1 - 13 - 1 一般事項

本節は付帯工として、試験掘削工、蓋修正工、その他これに類する工種について定めるものとする。

公 1 - 1 - 13 - 2 試験掘削工

1. 受注者は、道路工事の着手にあたり、地下埋設物調査を行うにあたり監督職員との協議に基づいて、所定の幅、深さまで試掘を行うものとする。
2. 受注者は、その結果について、速やかに書面で監督職員に報告するとともに、埋設物等を発見した場合には、その措置について直ちに監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、埋戻し後一般交通の用に供するときは、直ちに仮復旧を施工するものとし、復旧構造は設計図書によるものとする。
4. 受注者は、埋戻しの施工については第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によらなければならない。

公 1 - 1 - 13 - 3 蓋修正工

1. 下水マンホール修正

受注者は、下水マンホールについて路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と協議を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。

蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及びマンホールを破損しないように丁寧に撤去しなければならない。

蓋及びブロックに付着したモルタル片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、マンホール内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

(2) 確認

マンホール蓋は、修正完了時において、施設管理者と立会して確認を受けなければならない。

2. 街渠柵修正

受注者は、街渠柵蓋について路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

街渠柵蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と協議を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。

蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及び街渠柵を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。

蓋及びブロックに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、街渠柵内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

施工においては、在来囲いコンクリートを破砕撤去し、囲いコンクリートを打ち直して高さを調整すること。

(2) 確認

街渠柵蓋は、修正完了時において、施設管理者と立会して確認を得なければならない。

3. 集水柵修正

受注者は、集水柵蓋について路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得て、下記の事項により、蓋の修正を行わねばならない。

(1) 施工

街渠柵蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と協議を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。

蓋のとりはずしは人力で行い、集水柵を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。

蓋及びレンガに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、集水桝へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

集水桝修正については、吐口コンクリートの上まで取り外し、レンガを積み直し高さを調整すること。

(2) 確認

集水桝蓋は、修正完了時において、施設管理者と立会して確認を得なければならない。

4 . 水道用鉄蓋及び止水栓修正

受注者は、水道用鉄蓋及び止水栓について、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得て、下記の事項により、修正を行わねばならない。

(1) 施工

街渠桝蓋修正にあたっては、事前に施設管理者と協議を行い、必要に応じて施工申請手続きを行わなければならない。

蓋のとりはずしは人力で行い、蓋及び弁室内部を破損しないように丁寧に撤去しなければならない。

蓋及びブロックに付着した破砕片、ごみ、汚物等は使用前に清掃し、弁室内部へ破砕片等が入らないよう注意しなければならない。

修正は、大阪市水道局支給のブロックを使用しなければならない。

(2) 確認

水道用鉄蓋及び止水栓は、修正完了時において、施設管理者と立会して確認を受けなければならない。